

障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 応援職員の派遣について

1 事業の目的

障害者支援施設等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、同一施設・法人内で可能な限りの対応をしたとしても職員の確保が困難になることが考えられる。

職員が不足する施設に対し、他の施設等から応援職員を派遣することにより、障がい福祉サービスが継続的に提供できるようにすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 応援職員の派遣調整

- ① 新型コロナ感染症が発生した施設は、BCP（事業継続計画）に基づき必要な体制をとる。
- ② 当施設・法人のみで施設職員の体制を確保できないと判断した時は、県に（または市町村担当課経由で）応援職員の派遣依頼を行う。
- ③ 県は島根県社会福祉協議会に派遣調整を依頼する。
- ④ 島根県社会福祉協議会は「派遣協力登録施設名簿」をもとに派遣施設を調整する。

(2) 派遣対象施設

- ① クラスターが発生した施設
- ② クラスター発生施設と連携する施設（同一法人等）で人員体制を調整した結果、職員の確保が困難になった入所施設及びグループホーム

(3) 派遣職員

- ① 派遣する期間は、1回の派遣につき1人あたり4日程度とする。
- ② 原則として、感染者や濃厚接触者等がいる場所（レッドゾーン）とは別のエリア（グリーンゾーン）で業務する。
- ③ 派遣の形態は派遣元から派遣先への出張の扱いとする。
- ④ 派遣終了後、希望者に対しPCR検査を実施する。

(4) 応援職員派遣にかかる経費

- ① 派遣によって必要となる経費は県（または松江市）で負担する。（割増の賃金、手当、旅費、宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）
- ② 経費助成の手続きについては別途定める。

3 その他

(1) 派遣にあたって

- ① 感染者等発生施設には、感染管理支援チームの派遣を行う。
- ② 必要な衛生材料（マスク、手袋、ゴーグル、ガウン等）は県（松江市）が供給を行う。